

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和三年二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年九月二十九日奈良県指令中土第五三一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年二月十六日中土第七二一一四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年二月十六日中土第七三一九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字阪手二〇五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字疋相二五五番地二二

内本高雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字阪手二〇五番一の一部

下水道 磯城郡田原本町大字阪手二〇五番一の一部